

京大タテカン訴訟ニュース

第18号 2026年2月20日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

控訴審、直ちに弁論終結

2025年6月26日の京都地裁による第一審不当判決言渡に対して原告京大職組が控訴を申し立て、2025年11月26日14時から、大阪高裁本館202号法廷にて控訴審の口頭弁論が行われました。法廷審理はこの1回だけで直ちに終了しました。終了後、中之島図書館別館の多目的スペースとオンラインの併用で報告集会を実施しました。本ニュースの発行が遅れましたことをお詫びします。



▲ 2025年11月26日の報告集会での原告（京大職組撮影）

口頭弁論の内容

一審判決の問題 第一審判決は、「団体交渉の席上、立看板設置に係る労使慣行の存在」について担当理事が『「もちろんです。」と応答した……事実』を認定しながら、それが「被告大学は、……黙示的にも、……立看板を設置した者に対し、立看板の設置を許可していたものということとはでき」ないという裁判所の「認定、判断を左右しない」としていました。労使慣行の確立は団体交渉の場で当事者双方が合意した事実であるのに、裁判所は、理事発言が虚偽だったと認定したのです。

法人の理事はそれぞれの担当範囲について法人を代表する権限を有しており、正式の団体交渉の場で適法に表明された法人の立場は有効であるはずですが、

ところが、犯罪が行われたのでもないのに、一審判決はこれが無効であるとしたものであり、労働法における労使自治や国立大学法人法の制度趣旨を真

っ向から否定する内容でした。

一審判決への反証 そこで、京大職組は、京都大学が法人化した当時の総長であった尾池和夫氏が、総長としてタテカン掲出を認めてきた事実を改めて法廷に提示するために、尾池氏の陳述書を提出し、尾池氏を控訴審で証人とすることを申請しました。一審判決が、大学側担当理事の適法な判断と態度表明を無効とする異常な判断を下したことに對して、日本社会に広く認識されていた歴史的事実をわざわざ主張しなければならないのは残念なことです。

尾池氏が法廷で陳述する予定だった事実は、自身が部局長・副学長・総長であったいずれの時期にもタテカンの掲出を認めており、そのことを当時から明言していたという明らかな史実です。

反証に取り合わず これは一審判決が決定的な論拠とした事実を争うものですので、それが本当なのか、ウソなのかは、調べる必要があります。ところが、控訴審の大阪高裁第9民事部は、尾池氏を証人とする申請を却下しました。

このような大阪高裁の態度は、たとえば学生団体と京大法人との間の合意内容が尊重された吉田寮裁判において京都地裁・大阪高裁がともに前提とした、私的自治の原則を排撃するものです（裁判は被告学生らの勝利和解で終結）。また、現在進行中の大阪大学非常勤講師雇止めに対する裁判は、2026年2月27日に大阪高裁で第5回口頭弁論が予定されており、結果のいかんにかかわらず、高等裁判所でも慎重な事実認定が進められていることがわかります。

これらと比較しても、同じ大阪高裁で、一審判決の決定的な論拠とされた事実が争われている事件が、わずか1回の口頭弁論だけで直ちに結審したことは、手続の不当性を示しています。

裁判は上告審へ このように、控訴審裁判所には法律に従った裁判を行う態度が全くみられず、法人の総長であった尾池氏の意見を一顧だにしていせん。したがって、控訴審判決は労働者側の主張を斥

ける「控訴棄却」となる可能性が高く、事件は最高裁判所に持ち込まれることが見込まれます。

控訴審手続の不当性

裁判所の裁量と職権濫用 確かに、民事訴訟法は、裁判所が「自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する」(247 条)としています。しかし、憲法違反や、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反が上告理由として認められている(312 条)ことからわかるように、何でも好きな判決を出せるわけではありません。

裁判官が個人的な意向だけで判断を下す場合、ドイツでは、裁判官が法を枉げる罪(刑法 339 条)として処罰されていますが、日本ではこの特定の犯罪類型がないため、公務員職権濫用罪(刑法 193 条)が問題となります。



▲ 2025 年 11 月 26 日の報告集会での弁護団(京大職組撮影)

本件では、法人と労働組合との労使慣行が否定されたという問題だけでなく、京都大学が歴史的にタテカンによる表現の場であったことがないがしろにされたという表現の自由の問題も争点になっています。労働者の権利や表現の自由がそもそも存在しないと断言するような判決は、憲法上も問題です。

疑われる背景 なぜ現在、基本的人権を保障する判決がみられる一方で、これを無視して子孫末裔に恥を残すような判決や大学による措置が出ているのかを考えると、担当裁判官や担当教職員のパーソナリティに左右されるところが大きいと思われます。このこと自体が、「法の支配」や「法律に基づく行政」という民主主義社会の基本原則に反しています。つまり「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とする日本国憲法 76 条 3 項が守られず、国立大学法人法 1 条が「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究

の水準の向上と均衡ある発展を図る」とする目的までもないがしろにされています。

自己肯定感の低いパーソナリティにおいては、外部の権威に依拠することによってこれを補おうとする傾向があるとすると、憲法上や道徳上の価値の内容に基づくのではなく、単に勢力のありそうな組織に迎合していくことになるおそれがあります。

京大で学生団体や立看板に対する抑圧が強化され始めた 2012 年頃以降、文教関係政治家の多くが、旧統一教会との関係を指摘されています。同じことが、国立大学法人法・学校教育法改訂の経緯や、日本学術会議への弾圧に関してもあてはまります。しかし、関連する情報は開示されず、現在、森友学園問題および日本学術会議会員候補者任命拒否問題に関して、「黒塗り」文書の開示を求める裁判が提起されています。安倍元首相殺害事件では、被告人の刑事責任能力に問題がなかったにもかかわらず公判開始までに長期間を要し、一審判決では旧統一教会が被告人の家庭に及ぼした影響は責任の重さに関係ないものとされた結果、背景となった多くの事実が未解明のままです。

労働者の権利や民主主義を取り戻すためには、隠蔽されている関係の事実をさまざまな方面からの取り組みによって明らかにしていく必要があります。

今後の予定

控訴審の判決言渡は、2026 年 2 月 26 日 14 時から、大阪高裁本館 202 号法廷にて行われることになりました。京都大学入学試験と同一時間帯のため、原告メンバーである多数の教職員が参加できません。終了後は、前回と同じく、近くの中之島図書館別館の多目的スペースでの報告集会を予定しております。対面またはオンラインで参加を希望される方は、京大職組ウェブサイトから事前にお申し込みください。

<https://forms.gle/P9veaiFicuFgWJND6>
ご記入いただいたメールアドレス宛に、会場やオンライン参加のアクセス情報をお届けいたします。

裁判は上告審に続く見込みですので、みなさまのご注目と応援を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト
代表・副委員長 高山佳奈子)